

石巻市国民保護計画の概要



石巻市

石巻市国民保護計画の概要

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等（本文1㉮～4㉮）

＜計画の根拠等＞ 本文1㉮

- 1 市は武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護し、国民保護法その他の法令、基本指針及び国民保護計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
- 2 市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。
- 3 市国民保護計画は、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や、新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。
- 4 市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議するとともに市議会に報告し公表する。

＜国民保護措置の実施概要＞ 本文2㉮

★別紙第1（12ページ） 本文2㉮

＜計画の基本的考え方＞ 本文3㉮

- 1 事態に応じた対処、平素からの準備の大枠を示す方針
- 2 武力攻撃等事態の類型全体に通じる対処の基本
- 3 事態認定前の突発的事態にも対処
- 4 災害対策の仕組みを最大限活用

＜計画の構成＞ 本文3㉮

第1編 総論

第2編 平素からの準備

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急処理事態への対処

資料編 別冊「避難実施要領のパターン」（避難マニュアル）

第2章 国民保護措置に関する基本方針（本文5㉮～6㉮）

- 市は、国民保護措置を的確迅速に実施するにあたり、基本指針及び県計画において、特に留意すべき事項として、基本方針と定められている、基本的人権の尊重、国民の自由と権利の尊重等の9項目を市国民保護計画の基本方針とする。

★別紙第2（13ページ） 本文5・6㉮

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱（本文7㉔～10㉔）

- 国民保護措置の実施にあたり、関係機関と円滑に連携するため、関係機関の事務または業務の大綱等について定める。

＜国民保護措置の基本的な仕組み＞ 本文7㉔

★別紙第3(14ページ) 本文7㉔

＜県、市、指定地方行政機関、指定公共機関等の行う業務の大綱＞（本文8㉔）

県計画により示された業務の大綱により定める。

第4章 市の地理的社会的特徴（本文11㉔～14㉔）

- 1 本市は、原子力発電所及び航空自衛隊基地に隣接し又、地形的にも東北太平洋側における大部隊の着上陸侵攻に適した地形地域に隣接している。
- 2 少子高齢化の人口形成傾向にあり、避難実施要領の作成上、要援護者等に対し、特に配慮が必要となる。また、特に原子力発電所の所在する牡鹿半島は、その複雑な地形、狭隘な道路等のため点在する集落は孤立する可能性があり、住民の避難にあたっては、国及び県の機関との連携が重要となる。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態（本文15㉔～18㉔）

- 国の基本指針、県保護計画に示された8種類の想定事態等の特徴等

事 態	類 型
武力攻撃事態	①着上陸侵攻 ②ゲリラ、特殊部隊による攻撃 ③弾道ミサイル攻撃 ④航空攻撃
緊急処理事態	①危険物質を有する施設への攻撃（ガス貯蔵施設等） ②大規模集客施設等への攻撃（各種会館等） ③大量殺傷物質による攻撃（炭そ菌、サリン等） ④交通機関を破壊手段とした攻撃（自爆テロ等）

第2編 平素からの準備

市は、武力攻撃事態等の発生に伴う市民の避難・救援などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平常時から必要な体制の整備を行うとともに、次のような準備を行う。

第1章 市の組織・体制の整備（本文19号～22号）

- 1 緊急時の情報伝達等が24時間対応可能な体制を確保するほか、体制及び職員の参集基準（★別紙第4(15号) 本文19・20号）について定める。
- 2 消防機関の体制整備や消防団の活性化の推進を図る。
- 3 国民の権利利益の救済にかかわる手続項目を記述し、総合的な窓口を開設して、迅速に対応する。

第2章 関係機関との連携体制の整備（本文23号～24号）

- 1 国、自衛隊、県、警察、消防及び指定地方公共機関等との連携体制を整備する。
- 2 自主防災組織やボランティア等の市民との協力体制を確立する。

第3章 通信体制の整備（本文25号～26号）

- 市は、武力攻撃事態等における的確迅速な措置の実施を図るため防災計画で示された通信連絡体制を活用する。（通信連絡系統 ★別紙第5(16号)） 本文25号

第4章 情報収集・提供等の体制整備（本文27号～30号）

- 武力攻撃事態等の状況、警報、避難指示の伝達及び安否情報の収集・報告・提供に関する体制を整備する。この際防災体制の活用を図るとともに県警察等関係機関との連携協力体制を構築する。

第5章 救援及び武力攻撃災害への対処体制の整備（本文31号～33号）

- 1 避難、救援等にかかわる基礎的資料を準備するとともに、避難誘導にあたっては、隣接市町村等との連携及び防災体制の活用により高齢者等へ配慮する。
- 2 避難実施要領のパターン（避難マニュアル）を作成（別冊）し、事態発生時の円滑な計画作成に資する。
- 3 県と連携して、避難施設指定への協力や、生活関連等施設等及び輸送力等を把握する。

第6章 物資、資材の備蓄、整備（本文34号～35号）

- 防災のための物資資材の活用を図るほか、避難が長期にわたる場合の県等との連携、市が管理する施設等の整備、復旧のための資料等の整備を図る。

第7章 国民保護に関する研修・訓練・啓発（本文36号～38号）

- 職員の、国民保護に関する啓発や研修及び訓練の実施等国民保護措置に関する全般的な普及等、また、住民が武力攻撃事態等においてとるべき行動等に関して普及啓発を図る。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 事態対処の全体概要及び対処準備（本文39号～44号）

＜事態対処の全体像＞ 本文39号

★別紙第6（17ページ 本文40号）

＜避難誘導の準備＞ 本文41号

- 1 対処に必要な資料の準備
- 2 県との調整に基づき、避難の指示の大枠を概定して避難誘導実施要領作成に係る方針を検討する。

第2章 事態対処の実施体制（本文45号～54号）

＜初動措置＞ 本文45号

- 1 武力攻撃事態等が発生した場合、国民保護法に伴う市国民保護対策本部設置の指定がなされる以前においても、状況に的確な対応をとれるよう、事態の発生に伴って市独自に緊急事態対策本部等を設置し、初動体制を確保する
- 2 事態認定を受けて市対策本部を設置した場合には、国民保護措置の適切な推進を計るため、速やかに関係機関等との連携体制を確立して、所要の措置を実施する。

＜市対策本部の設置等＞ 本文48号

対策本部の組織及び機能は、災害対策本部の組織との整合を図るものとし、★別紙第7（18ページ）本文49号のとおりとする。

第3章 関係機関相互の連携（本文55号～58号）

- 国民保護措置の迅速的確な実施を図るため、国、県、他市町村、指定公共機関等及びその他関係機関と相互に密接な連携することとし、その連携を円滑に進めるため必要な以下の事項を定める。
 - 1 国、県の対策本部との連携
 - 2 指定行政機関等の長等に対する措置要請
 - 3 自衛隊の派遣要請
 - 4 他の市長村長等に対する応援の要求、事務の委託
 - 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請
 - 6 市が行う応援等
 - 7 ボランティア団体等に対する支援
 - 8 住民への協力要請

第4章 警報、避難の指示等（本文59号～66号）

- 1 市は県からの警報の内容の通知を受けた場合、あらかじめ定められた伝達方法により、速やかに住民及び関係団体等に警報の内容を伝達するとともに、放送事業者の指定地方公共機関に対し通知する。
- 2 事態が切迫している場合には、サイレンの吹鳴により市民に伝達する。

＜避難誘導の実施＞ 本文62号

- 1 別冊「避難誘導マニュアル」に沿って、避難誘導要領を作成し、関係機関等と連携の上、住民の迅速確実な避難、誘導を実施する。
- 2 県及び関係機関との連携を密に実施するとともに、住民、運送業者、日本赤十字病院等指定公共機関等の適切な協力により、特に要援護者に対する配慮に留意しつつ、迅速安全な避難、誘導の実施に努める。

第5章 救援（本文67号～68号）

- 県及び関係機関等の協力を得て、救援の措置の実施に対応する。

第6章 安否情報の収集・提供（本文69号～71号）

- ★別紙第8（19ページ） 本文69号

第7章 武力攻撃災害への対処（本文72号～84号）

＜武力攻撃災害対処の基本的事項＞ 本文72号

- 1 武力攻撃災害が発生した場合、国全体の方針に基づく所要の措置をとるほか、関係機関と連携しつつ、自ら必要と認める災害対処を実施する。
- 2 NBC攻撃が発生した場合等専門的技術を必要とする場合など、市独自での対処が困難な場合は知事に対し必要な措置の実施を要請する。

＜応急措置＞ 本文73号

- 退避の指示、警戒区域の設定、応急公用負担等の措置及び消防の相互応援協定に基づく支援、緊急消防援助隊の応援要請、医療機関との連携等について必要な指示、要請措置等を講ずる。

＜生活関連施設における災害への対処＞ 本文78号

- 生活関連施設などの特殊な対応が必要となる施設は、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処について次の事項を定める。
 - 1 生活関連施設の安全確保
 - 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止、防除として、危険物質等に関する措置命令及び管理等

＜原子力災害、NBC 攻撃災害への対処＞ 本文62号

- 1 武力攻撃原子力災害への対処は、防災計画原子力災害対策編による対処を基本として対処する。
- 2 NBCによる汚染が発生した場合、国による基本的な方針に基づく措置を基本に実施しつつ、住民の退避や警戒区域の設定等、現場の適切な応急措置の実施及び専門的な関係機関等と連携して汚染の種類に応じた所要の措置を講じる。

また、市長及び関係消防機関の長は、汚染拡大の防止に係る、法に基づく権限を行使する。

第8章 被災情報の収集及び報告（本文85条）

- 電話、防災行政無線、その他の通信手段により武力攻撃災害の被災情報について、収集し県及び国へ報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置（本文86条～87条）

- 避難所等の保健衛生などの確保、廃棄物処理対策、文化財保護の措置等を迅速かつ的確に行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置（本文88条～89条）

- 県と協力し、生活関連物資等の価格の安定、生活基盤の確保により国民生活の安定を図る。

第11章 特殊標章等の交付及び管理（本文90条～91条）

- 赤十字標章等及び特殊標章等の適切な交付及び管理を行う。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧（本文92条～93条）

- 武力攻撃災害が発生した場合、市が管理する道路などの、ライフライン施設やその他の公共施設の応急復旧について県に報告するとともに、障害物の除去等避難に必要な措置を講じる。

第2章 武力攻撃災害の復旧（本文94条）

- 市が管理する公共施設の被害の状況等を勘案し、迅速な復旧を行うとともに、市の実情に応じて、県と連携して輸送路の確保等優先的措置などの応急復旧の方向性を速やかに定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の弁償等（本文95条）

- 国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の弁償に関する手続き等について必要な事項を定める。

第4章 避難住民の復帰（本文96条～97条）

- 避難住民の復帰・誘導に関する手順及び復帰に伴う生活支援等必要な措置について定める。

第5編 緊急処理事態への対処（本文98条）

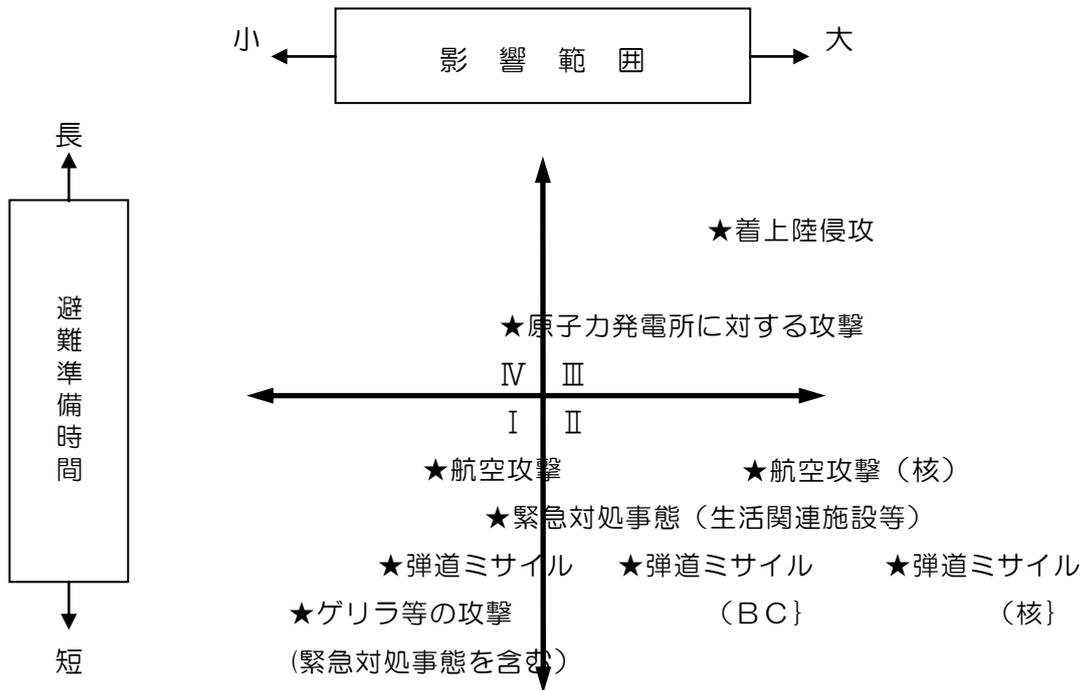
- 緊急処理事態への対処は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや、特殊部隊による攻撃等における類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や、緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対策については、警報の通知及び伝達を除き武力攻撃事態等への対処に準じて行う。
- 緊急処理事態の通報及び伝達は、国及び県により指定された方法要領により実施するほか、武力攻撃事態に準じて行う。

別冊 「避難実施要領（避難マニュアル）」

1 避難実施要領の基本的構成

2 避難パターン

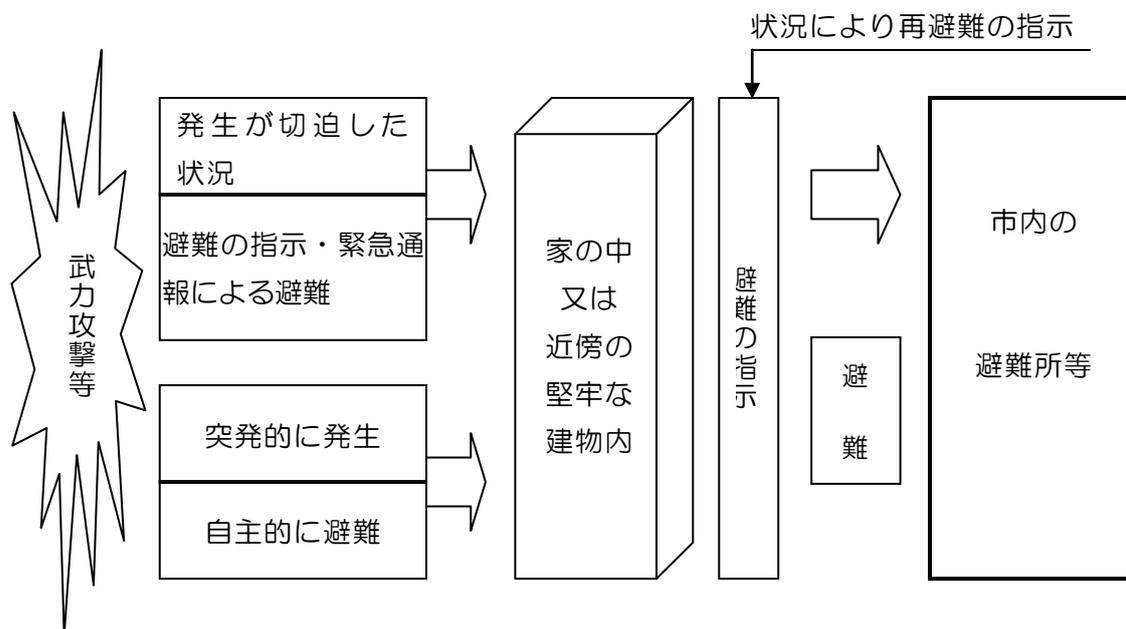
I 象現：直ちに家の中や近傍の堅牢な建物等に避難
II 象現：直ちに近傍の堅牢な建物等に避難し、影響の低減を待って広域的に避難
III 象現：計画的に広域的に避難
IV 象現：計画的に市内等の避難所へ避難



<事態類型と避難上の留意点>

パターン I

突発的かつ局地的な事態



1 ゲリラ・特殊工作部隊等による攻撃

- (1) 攻撃当初は、屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な場所に避難させる。
- (2) 状況により、緊急通報の発令、対比の指示、警戒区域の設定等時宜に適した処置が必要

2 弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、BC弾頭）

- (1) 発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等により被害の極限を図る。
- (2) 当初は、できるだけ近傍のコンクリート等堅牢な施設内へ避難を指示
- (3) 着弾後に被害状況を把握した上で、事態の推移や弾頭の種類に応じ必要な措置を講じつつ他の安全な地域へ避難

3 航空攻撃

- (1) 弾道ミサイル攻撃に同じ

4 大規模集客施設（映画館、劇場、大規模商業施設等）

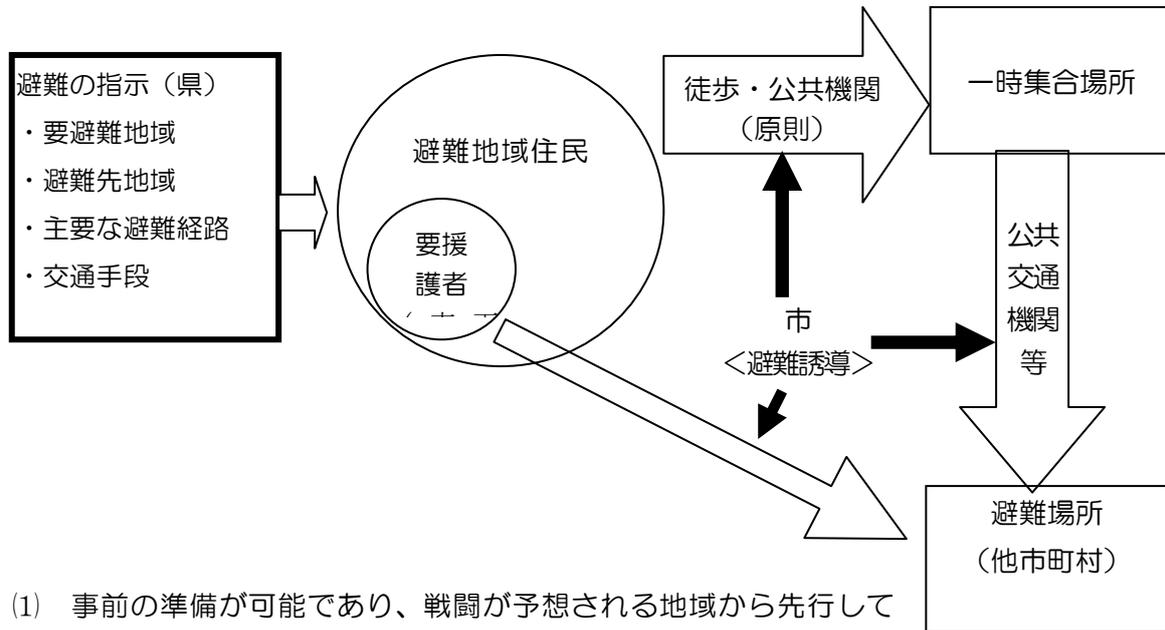
- (1) 一義的に施設外へ避難誘導する。以降、規模に応じて避難所等を開設する

5 交通機関等を使用した攻撃

- (1) 市中心部における突発的な攻撃の事態又は大規模集客施設に対する攻撃に同じ

パターンⅢ

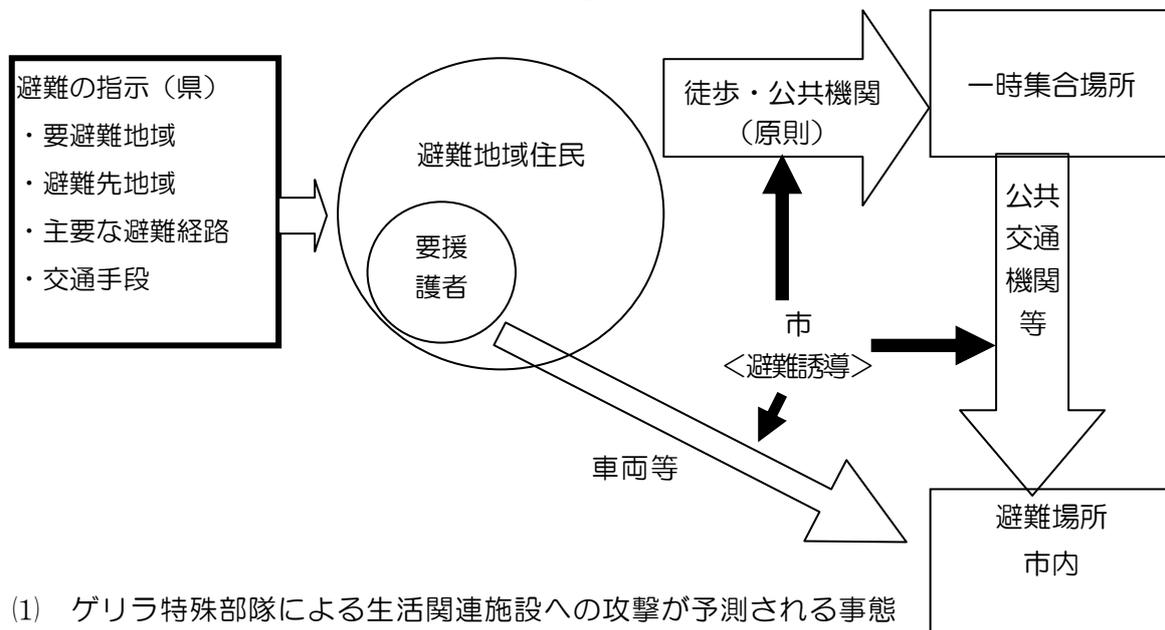
時間的余裕がありかつ広範囲な事態：着上陸侵攻



- (1) 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して広域的に避難させる。

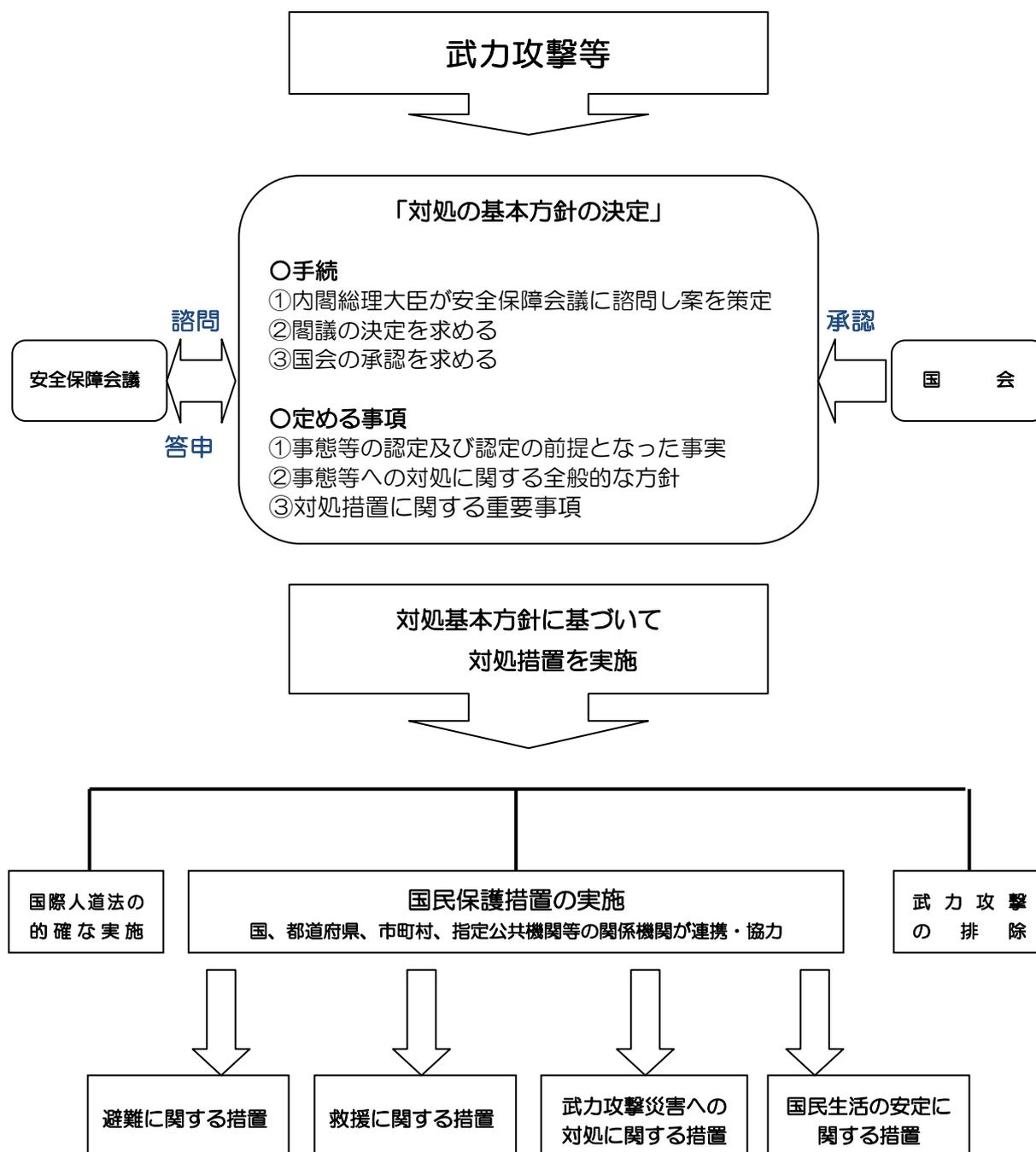
パターンⅣ

比較的時間の余裕がありかつ局地的な事態



- (1) ゲリラ特殊部隊による生活関連施設への攻撃が予測される事態
- (2) 警察、自衛対等により安全を確保した上で避難

国民保護措置の実施概要



石巻市国民保護措置に関する基本方針

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たり、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重し、なければならず、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

なお、協力の要請にあたっては強制にわたることがあってはならない。また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

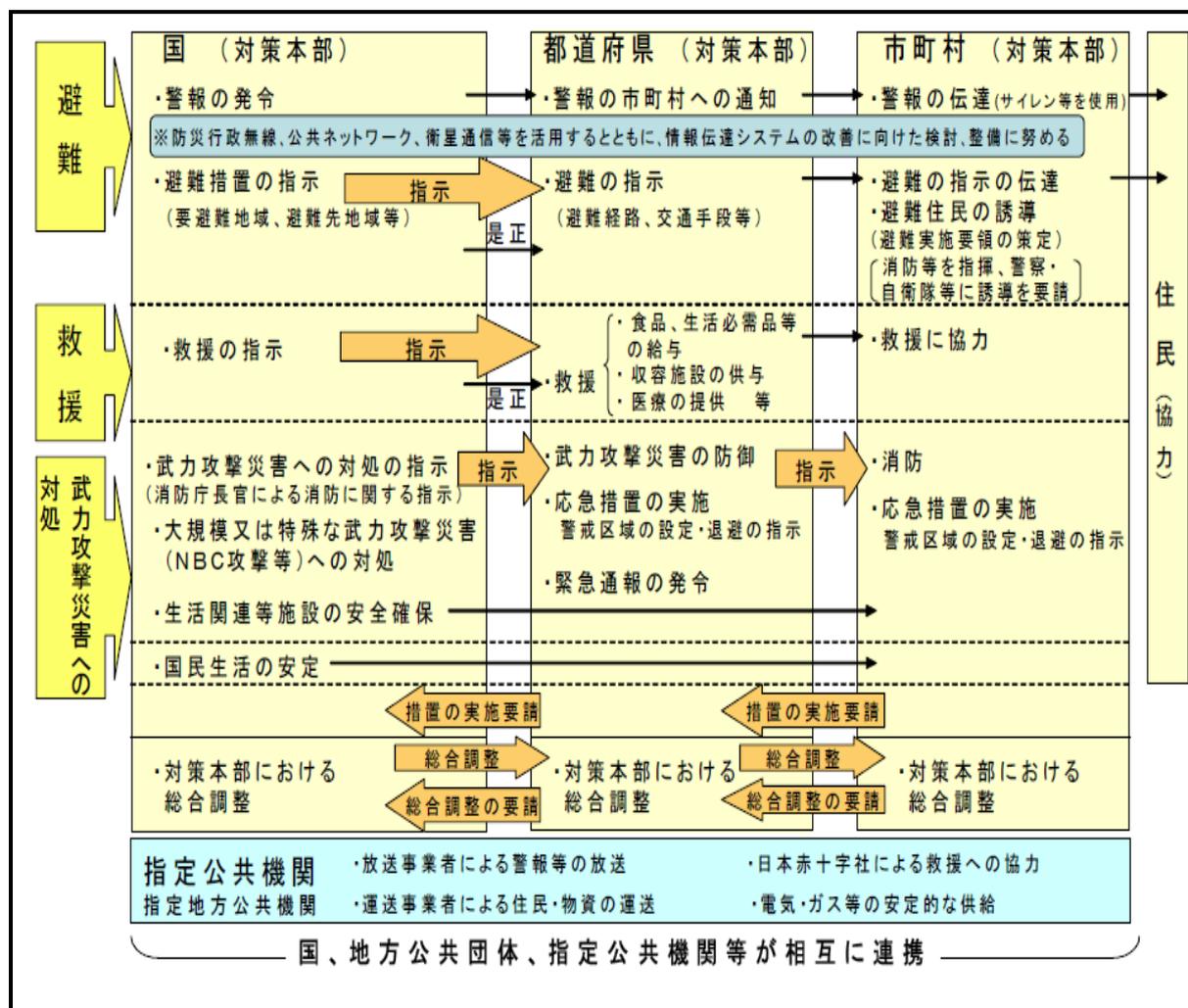
市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

9 外国人への国民保護措置の適用

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

国民の保護に関する措置の仕組み



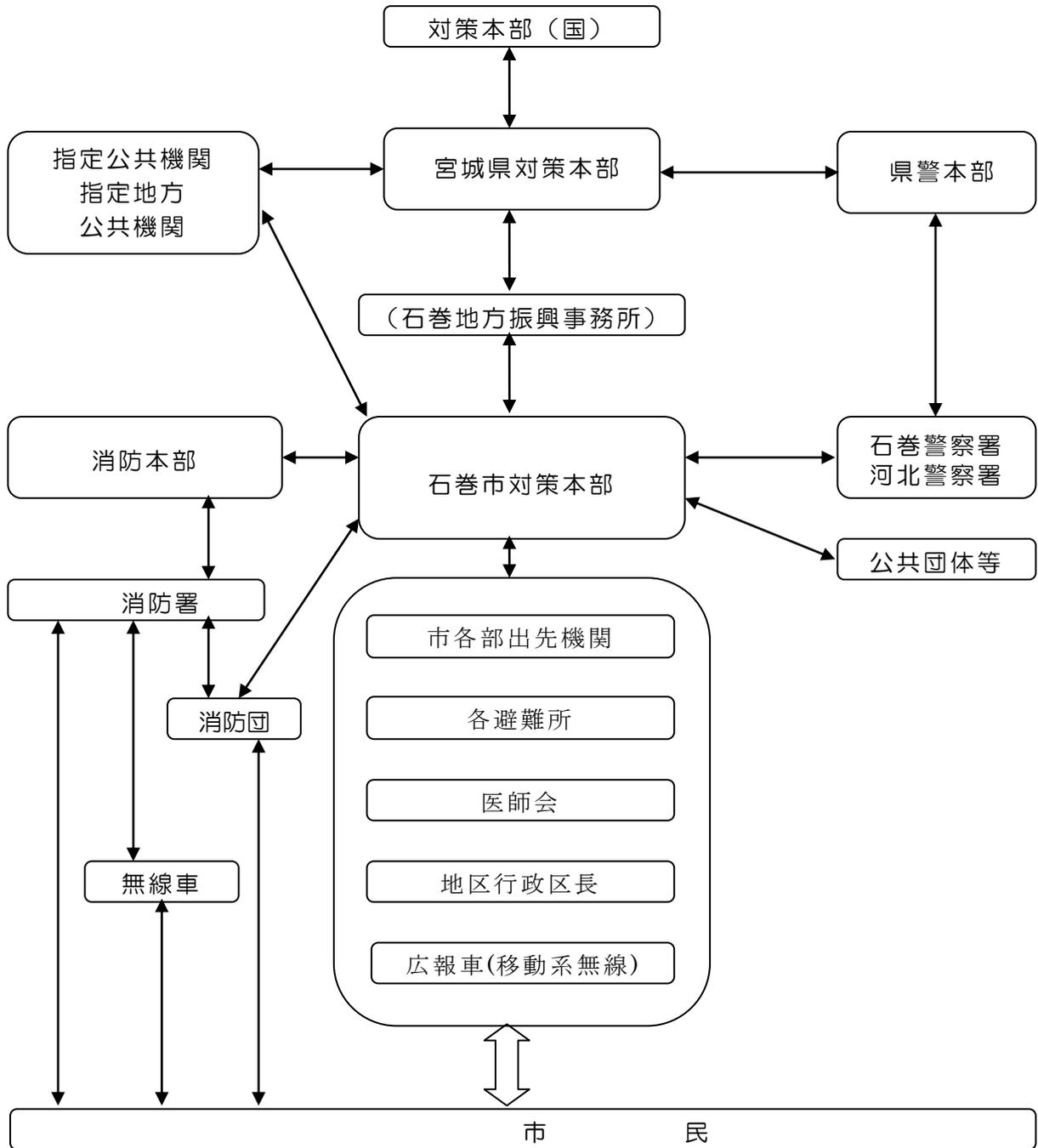
ア 職員参集基準

配備態勢	参集基準
①緊急事態連絡室態勢 (警戒準備配備に準じた態勢)	本庁各部次長、災害対策本部連絡室要員、各総合支所次長及び防災対策担当課員等による緊急事態連絡室を設置し、情報収集、連携態勢の確認等、緊急事態対処態勢等に円滑に移行できる態勢とする。
②緊急事態対策本部態勢 (警戒配備または非常配備態勢に準じた態勢)	(1)国民保護対策関係部課又は全庁的対応により、緊急事態対策本部を設置し、事態の対処及び情報収集活動等が円滑に実施できる態勢とする。 (2)事態の推移に応じ、速やかに国民保護対策本部等の態勢に移行しうる態勢とし、具体的な職員の参集範囲は、事態の状況に応じて決定する。
③国民保護対策本部態勢 (災害対策本部に準じた態勢)	1号、2号非常配備とし、市国民保護対策・緊急対処事態対策本部(以下「市対策本部」という。)を設置する。各号は、事態の状況に応じて決定する

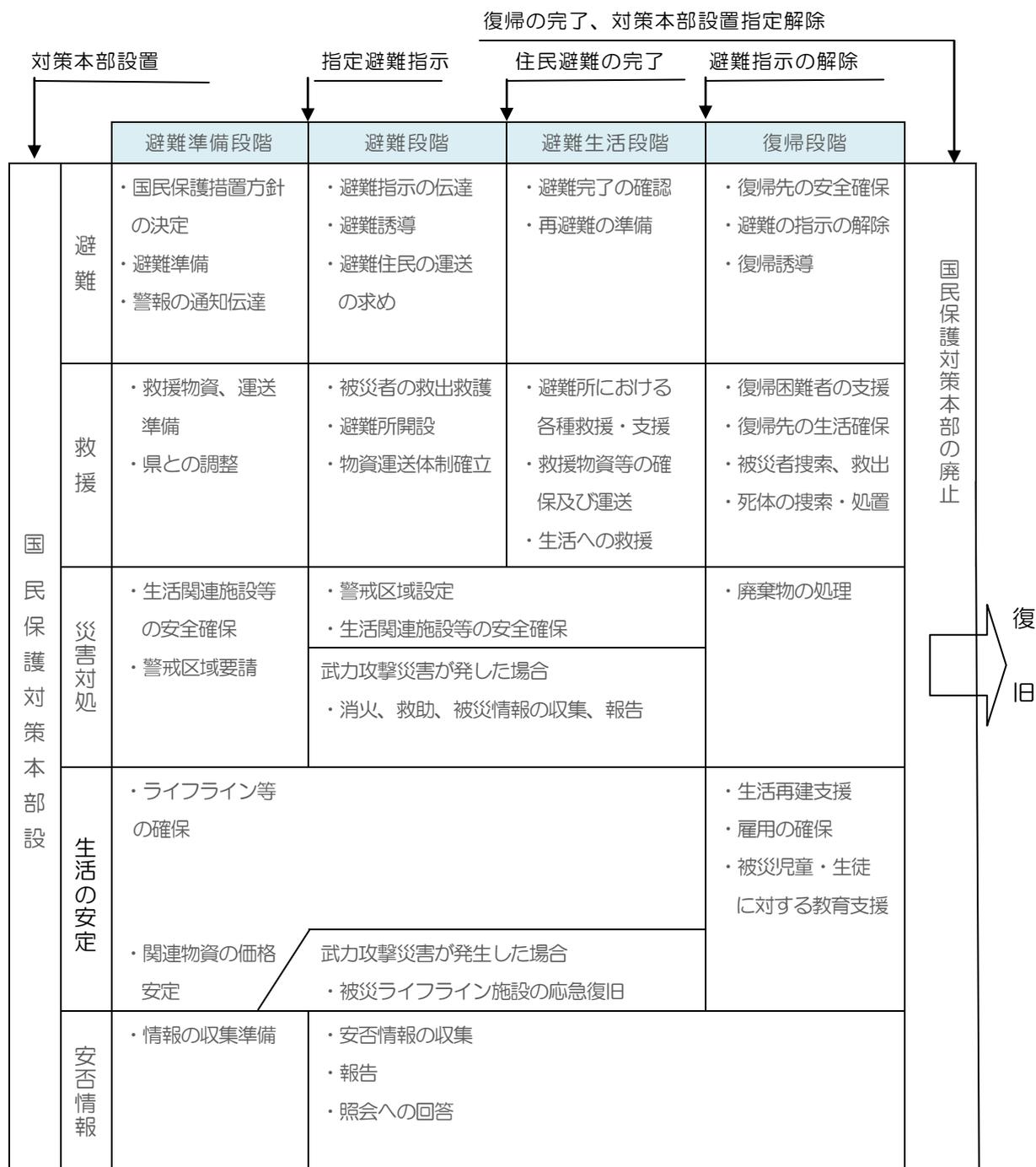
イ 事態の状況に応じた初動体制

事態の状況	態勢の判断基準	態勢	
事態認定前	事態にかかわる状況に応じ、市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	
	国民保護関係部課室又は全庁的な対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合等)	②	
	武力攻撃による災害発生状況に鑑み、災害対策が急務と判断した場合	災害対策本部の設置	
事態認定後	市対策本部設置の通知がない場合	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		国民保護関係部課室又は全庁的な対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合等)	②
		市国民保護対策本部設置通知を受けた場合	③

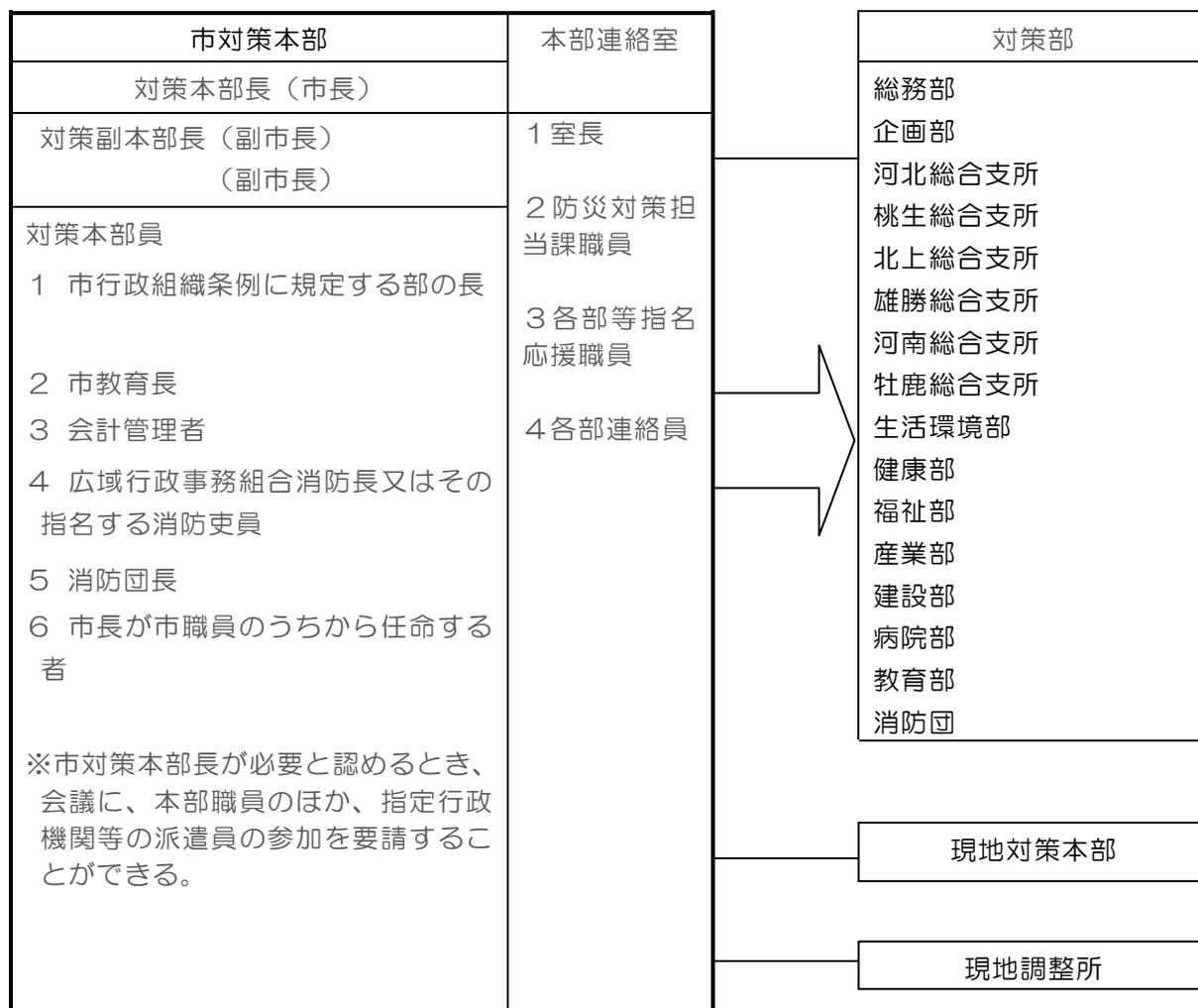
通信連絡系統図



＜事態対処の各段階に応ずる措置の主な内容＞



市対策本部の組織及び機能



安否情報の収集、整理及び提供の流れを示す概念

